

議案第7号

新座市放課後児童保育室条例の一部を改正する条例

新座市放課後児童保育室条例（平成7年新座市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																										
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>池田放課後児童保育室</td> <td>新座市池田四丁目8番 <u>17号</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>栗原放課後児童保育室</td> <td>新座市栗原一丁目5番 1号及び同番6号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第9条関係） 新座市放課後児童保育室保育料基準表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 B階層における「市町村民税非課税世帯」とは、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税を課されない者（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項及び備考第4項において「旧地方税法」という。）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの</u></p>	名 称	位 置	[略]		池田放課後児童保育室	新座市池田四丁目8番 <u>17号</u>	[略]		栗原放課後児童保育室	新座市栗原一丁目5番 1号及び同番6号	[略]		[略]	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>池田放課後児童保育室</td> <td>新座市栄五丁目11番 <u>26号</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>栗原放課後児童保育室</td> <td>新座市栗原一丁目5番 1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第9条関係） 新座市放課後児童保育室保育料基準表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 B階層における「市町村民税非課税世帯」とは、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税を課されない者（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者</u></p>	名 称	位 置	[略]		池田放課後児童保育室	新座市栄五丁目11番 <u>26号</u>	[略]		栗原放課後児童保育室	新座市栗原一丁目5番 1号	[略]		[略]
名 称	位 置																										
[略]																											
池田放課後児童保育室	新座市池田四丁目8番 <u>17号</u>																										
[略]																											
栗原放課後児童保育室	新座市栗原一丁目5番 1号及び同番6号																										
[略]																											
[略]																											
名 称	位 置																										
[略]																											
池田放課後児童保育室	新座市栄五丁目11番 <u>26号</u>																										
[略]																											
栗原放課後児童保育室	新座市栗原一丁目5番 1号																										
[略]																											
[略]																											

と読み替えた場合に旧地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者及び旧地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に旧地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者を含む。）である世帯をいう。

2・3 [略]

4 C1階層からC3階層までにおいて所得割の額を算定する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、旧地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、旧地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が旧地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に旧地方税法

及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者を含む。）である世帯をいう。

2・3 [略]

4 C1階層からC3階層までにおいて所得割の額を算定する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当す

<p>314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に旧地方税法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>5～7 [略]</p>	<p>る者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>5～7 [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1池田放課後児童保育室の項の改正規定は令和3年3月29日から、同表栗原放課後児童保育室の項の改正規定は同年4月1日から施行する。

令和3年2月22日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

池田放課後児童保育室及び栗原放課後児童保育室の位置を変更するとともに、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。